

V 修学支援制度

1 修学支援制度について

本学には次のような修学支援制度があります。説明会の日時等、詳細は学生支援課の掲示板もしくは大学ホームページで必ず確認してください。

修学支援制度については学生支援課でご相談ください。

2 高等教育の修学支援新制度

2020年4月から始まった国による修学支援新制度です。授業料・入学金の減免と、給付型奨学金により、意欲ある学生のみなさんの「学び」を支援します。世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

■ 授業料の減免

区分	授業料減免金額（年額）
第Ⅰ区分	700,000円（減免の上限額）
第Ⅱ区分	466,700円（上限額の2/3）
第Ⅲ区分	233,400円（上限額の1/3）
第Ⅳ区分	175,000円（上限額の1/4）

※2024年4月現在、大学院生は高等教育の修学支援新制度の対象外です。

高等教育の修学支援新制度の授業料・入学金の減免は、給付奨学金と同時に申し込みと審査を行います。授業料・入学金の減免のみを受けたい場合にも、日本学生支援機構「給付奨学金」の説明会に出席してください。

*参考 文部科学省ホームページ「学びたい気持ちを応援します 高等教育の修学支援新制度」
<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

3 日本学生支援機構奨学金

申込方法 4月頃申込説明会を開催しますので、出席してください。
※家計急変の場合は急変後すみやかにご相談ください。

審査 日本学生支援機構の基準に基づき、学力、人物、家計について審査されます。

1 給付奨学金

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※親と同居している生活保護世帯の人、児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。

2 貸与奨学金

日本学生支援機構の貸与奨学金は、国の重要な教育事業として、意欲と能力のある若者が、自らの意志と責任において大学等で学ぶことができるよう、奨学金を貸与するものです。貸与奨学金(借入金)は卒業後一定期間で返還することが義務付けられています。無利子貸与の第一種奨学金、有利子(上限年利3%の変動利率)貸与の第二種奨学金があります。

大学生の第一種奨学金(無利子)貸与月額

自宅通学 20,000、30,000、40,000、54,000円

自宅外通学 20,000、30,000、40,000、50,000、64,000円

※給付奨学金と併せて利用する場合、供給調整が行われるため、給付奨学金に採用されていない人と選択できる貸与金額が異なります。

大学生の第二種奨学金(有利子)貸与月額

20,000、30,000、40,000、50,000、60,000、70,000、80,000、
90,000、100,000、110,000、120,000円

大学院生の第一種奨学金(無利子)貸与月額

修士課程 50,000、88,000円

博士課程 80,000、122,000円

大学院生の第二種奨学金(有利子)貸与月額

50,000、80,000、100,000、130,000、150,000円

※参考 日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>
本学ホームページ <http://www.jumonji-u.ac.jp/>
ホーム > 教育・学生生活 > 修学支援制度

4 本学独自の修学支援制度

1 十文字奨学金

学業及び人物が優れており、かつ、経済的理由により修学が困難であるものを支援するための制度です。給付型で返還を要しません。

応募資格 ●学業及び人物が優れており、かつ、経済的理由により修学が困難である者。
●申請時期より前の学期分までの授業料を完納していること。または「延納」「分納」の手続きが完了していること。
●「修学支援に係る授業料免除制度」、又は「外国人留学生授業料減免制度」を受けていないこと。

給付額 年度によって変更があります。
(納付すべき学納金が給付額を下回る場合は学納金相当額)

申請時期 11月頃(予定) 詳細は掲示とホームページでお知らせします。

選考 学業成績及び提出書類(経済状況)に基づき、本学十文字奨学金選考委員会で選考します。

※十文字奨学金は、教職員・関連団体及び外部からの寄付を原資としています。

2 修学支援に係る授業料免除制度

修学に熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難であるものを支援するための制度です。

応募資格 修学に熱意がある本学学生で、経済的理由により修学が困難な者(本学が目安とする収入金額以下の家計状況にあるもの)。ただし外国人留学生は対象になりません。

免除対象の授業料の額
年度によって変更があります。
教育充実費は免除されません。

申請時期 前期分7月頃(予定)、後期分11月頃(予定)
詳細は前期、後期それぞれ掲示とホームページでお知らせします。

選考 提出書類(経済状況)及び単位取得状況に基づき、本学授業料免除選考委員会で選考します。

5 その他の学外奨学金

- 交通遣児育英会
- あしなが育英会
- 本多静六博士奨学金
- 地方自治体等の奨学金 など

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

ホーム > サービスのご案内 > 重点的な取り組み > 国の教育ローン

教育ローンコールセンター 0570-008656 月～金 9時～19時
(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

本学提携の教育ローン

本学では、以下の会社と提携して、教育ローンを導入しています。詳細は下記窓口にお問い合わせください。

- 株式会社オリエントコーポレーション 学費サポートデスク 0120-517-325
受付時間：9時30分～17時30分（土日祝休）
- SMBCファイナンスサービス株式会社 セディナ学費ローン カスタマーセンター 050-3827-0375
受付時間：9時30分～17時（1月1日休み）
- 株式会社ジャックス 教育ローン ジャックスコンシューマーデスク 0120-338-817
受付時間：10時～19時（平日・土日祝日）

その他の教育ローン等

銀行 各銀行でも教育ローンを行っています。お問い合わせは各銀行へ。

地方自治体 県や市などの自治体が「教育ローン」の利用者に対して、その利子（保証料）の一部または全部に相当する金額を給付する制度を設けている場合があります。お問い合わせは各自治体へ。